

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年12月5日(2013.12.5)

【公表番号】特表2013-508879(P2013-508879A)

【公表日】平成25年3月7日(2013.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-012

【出願番号】特願2012-536870(P2012-536870)

【国際特許分類】

G 06 Q 40/04 (2012.01)

【F I】

G 06 F 17/60 2 3 4 C

G 06 F 17/60 2 3 4 G

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月17日(2013.10.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子取引環境において取引する方法であって、

コンピュータで取引戦略の定義を受信するステップ、ここで前記取引戦略は第1の取引オブジェクトと第2の取引オブジェクトとを扱う、

前記コンピュータで前記第1の取引オブジェクトおよび前記第2の取引オブジェクトの市場データを受信するステップ、ここで前記第2の取引オブジェクトの前記市場データは、前記第2の取引オブジェクトの複数の価格レベルの各々において入手可能な数量に関する情報を含む、

前記コンピュータで所望の戦略価格を受信するステップ、

前記コンピュータで、前記第2の取引オブジェクトの前記複数の価格レベルの第1の価格レベルのサポート値を、前記第2の取引オブジェクトの前記市場データに基づいて決定するステップ、ここで前記第1の価格レベルは考察中のリーンレベルとし、前記サポート値は、前記第1の価格レベルにリーンすることに関連する、リスクの程度を表し、

前記コンピュータで、前記決定されるサポート値に基づいてリーンレベルを決定するステップ、

前記コンピュータで、前記第1の取引オブジェクトの第1の注文を第1の価格で出すステップ、前記第1の価格は、前記取引戦略の前記定義および前記所望の戦略価格および前記決定されるリーンレベルに基づく、を含む方法。

【請求項2】

前記サポート値は、前記第1の価格レベルで入手可能な数量に基づいて決定される、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記サポート値は、所望のリーンレベル数量に基づいて決定され、前記所望のリーンレベル数量は、前記取引戦略の前記定義および所望の戦略数量に基づく、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記サポート値は、前記所望のリーンレベル数量が前記第1の価格レベルで入手可能な数量の予め決められた割合より大きい場合にサポートなしであると決定される、請求項3

に記載の方法。

【請求項 5】

前記サポート値は、前記第2の取引オブジェクトの前記複数の価格レベルの第2の価格レベルで入手可能な数量に基づいて決定され、前記第2の価格レベルは、前記第1の価格レベルとは異なる、請求項1に記載の方法。

【請求項 6】

前記第2の価格レベルは、前記場内市場以外の前記第1の価格レベルに続く価格レベルである、請求項5に記載の方法。

【請求項 7】

前記サポート値は、前記第2の価格レベルが入手可能な数量を持たない場合にサポートなしの値であると決定される、請求項5に記載の方法。

【請求項 8】

前記サポート値は、前記第2の価格レベルが入手可能な数量を持たない場合に弱いサポート値であると決定される、請求項5に記載の方法。

【請求項 9】

前記コンピュータで、前記第2の価格レベルが少ないと入手可能数量を有するかどうかを決定するステップをさらに含む、請求項5に記載の方法。

【請求項 10】

前記第2の価格レベルは、既定のしきい値に基づいて少ない入手可能数量を有すると決定される、請求項9に記載の方法。

【請求項 11】

前記第2の価格レベルは、所望のリーンレベル数量に基づいて少ない入手可能数量を有すると決定され、前記所望のレベル数量は、前記取引戦略の前記定義および所望の戦略数量に基づく、請求項9に記載の方法。

【請求項 12】

前記サポート値は、前記第2の価格レベルが少ない入手可能数量を有する場合にサポートなしの値であると決定される、請求項9に記載の方法。

【請求項 13】

前記サポート値は、前記第2の価格レベルが少ない入手可能数量を有する場合に弱いサポート値であると決定される、請求項9に記載の方法。

【請求項 14】

前記サポート値は、前記第2の取引オブジェクトの前記複数の価格レベルにおける2つ以上の価格レベルで入手可能な数量に基づいて決定され、前記2つ以上の価格レベルは、前記第1の価格レベルとは異なる、請求項1に記載の方法。

【請求項 15】

前記2つ以上の価格レベルは、前記場内市場以外の前記第1の価格レベルに続く価格レベルである、請求項14に記載の方法。

【請求項 16】

前記サポート値は、所望のリーンレベル数量に基づいて決定され、前記所望のリーンレベル数量は、前記取引戦略の前記定義および所望の戦略数量に基づく、請求項1に記載の方法。

【請求項 17】

前記サポート値は、前記第1の価格レベルにおける注文の数に基づいて決定される、請求項1に記載の方法。

【請求項 18】

前記注文の数は、前記受信される市場データに含まれる、請求項17に記載の方法。

【請求項 19】

前記注文の数は、推定される、請求項17に記載の方法。

【請求項 20】

前記サポート値は、前記第2の価格レベルにおける注文の数に基づいて決定される、請

求項 5 に記載の方法。

【請求項 2 1】

前記コンピュータで、前記第 2 の取引オブジェクトの前記複数の価格レベルにおける 2 つ以上の価格レベルのサポート値を決定するステップをさらに含み、前記 2 つ以上の価格レベルは、前記第 1 の価格レベルを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 2 2】

前記リーンレベルは、前記 2 つ以上の価格レベルの前記決定されるサポート値に基づいて決定される、請求項 2 1 に記載の方法。

【請求項 2 3】

前記リーンレベルは、所望のリーンレベル数量に基づいて決定され、前記所望のリーンレベル数量は、前記取引戦略の前記定義および所望の戦略数量に基づく、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 2 4】

前記リーンレベルは、リーン乗数の値およびリーンベースの値のうちの少なくとも一方に基づいて決定される、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 2 5】

前記リーン乗数の値および前記リーンベースの値のうちの少なくとも一方は、前記決定されるサポート値に基づいて決定される、請求項 2 4 に記載の方法。

【請求項 2 6】

電子取引環境において取引するシステムであって、
コンピュータで取引戦略の定義を受信する処理部、ここで前記取引戦略は第 1 の取引オブジェクトと第 2 の取引オブジェクトとを扱う、

前記コンピュータで前記第 1 の取引オブジェクトおよび前記第 2 の取引オブジェクトの市場データを受信する処理部、ここで前記第 2 の取引オブジェクトの前記市場データは、前記第 2 の取引オブジェクトの複数の価格レベルの各々において入手可能な数量に関する情報を含む、

前記コンピュータで所望の戦略価格を受信する処理部、
前記コンピュータで、前記第 2 の取引オブジェクトの前記複数の価格レベルの第 1 の価格レベルのサポート値を、前記第 2 の取引オブジェクトの前記市場データに基づいて決定する処理部、ここで前記第 1 の価格レベルは考察中のリーンレベルとし、前記サポート値は、前記第 1 の価格レベルにリーンすることに関連する、リスクの程度を表し、

前記コンピュータで、前記決定されるサポート値に基づいてリーンレベルを決定する処理部、

前記コンピュータで、前記第 1 の取引オブジェクトの第 1 の注文を第 1 の価格で出す処理部、前記第 1 の価格は、前記取引戦略の前記定義および前記所望の戦略価格および前記決定されるリーンレベルに基づく、を含むシステム。

【請求項 2 7】

コンピュータに請求項 1 に記載の方法を実行させるためのプログラム。

【請求項 2 8】

コンピュータに請求項 1 に記載の方法を実行させるためのプログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

【請求項 2 9】

図 5 に示すステップの方法。